



2024年11月8日

各位

会社名 ダイダン株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山中 康宏
(コード番号:1980 東証プライム)
問合せ先 取締役上席執行役員業務本部長 亀井 保男
(TEL 06-6447-8003)
(URL <https://www.daidan.co.jp/>)

業績連動型株式報酬制度の継続に伴う
第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）に対して、業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付ならびに給付（以下、「交付等」という。）を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年11月28日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 213,000株
(3) 処分価額	1株につき 3,400円
(4) 処分総額	724,200,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年6月25日開催の第90回定時株主総会ならびに2024年6月27日開催の第95回定時株主総会において、本制度の導入ならびに一部制度の改定につき、決議ご承認いただいております。

本自己株式処分は、本制度を継続することに伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結している役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定されている信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式報酬規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2024年9月30日現在の発行済株式総数 45,963,802

株に対し 0.46% (小数点第 3 位を四捨五入、2024 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 429,450 個に対する割合 0.50%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式報酬規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
信託契約日	2019 年 8 月 26 日
信託の期間	2019 年 8 月 26 日～2029 年 8 月 31 日 ※2024 年 8 月 20 日の信託契約の変更により、2029 年 8 月 31 日まで延長しております。
制度開始日	2019 年 9 月 1 日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日 (2024 年 11 月 7 日) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) における当社株式の終値である 3,400 円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員 (4 名で構成、うち 2 名が社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上